

一宮市総合教育会議の傍聴に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一宮市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手續)

第2条 会議の傍聴を希望する者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付票（様式第1）に記入し、会議開始30分前から会議開始までの間に提出しなければならない。

2 団体での傍聴を希望する場合においては、代表者又は責任者が、その団体の名称及び傍聴を希望する者の氏名を前項の傍聴人受付票に記入し、又は名簿等を添付しなければならない。

3 傍聴を希望する者には、順次傍聴整理券（様式第2）を交付するものとする。

(傍聴人の定員及び決定)

第3条 傍聴人の定員は5人とし、傍聴希望者が定員を超えた場合は先着順とする。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険なものを所持している者
- (2) 異様な服装をし、若しくは容儀を乱し、又は酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗のぼりの類及び拡声器、笛、ラッパ、太鼓その他会場に対し示威運動となるおそれがあるものを携帯している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱すおそれのある者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 私語、談笑又は携帯電話の使用をしないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 議事に対して可否を表明し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (5) 写真撮影、録音及び録画をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱すような行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第6条 議長は、傍聴人がこの要領の規定に違反する場合はこれを制止し、その命令に従わない場合はこれを退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議が非公開となった場合、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この要領は、平成27年7月22日から施行し、同年4月1日から適用する。

様式第1（第2条関係）

一宮市総合教育会議 傍聴人受付票

年 月 日

住 所	氏 名
一宮市（市・町・村）	

※本受付票に、傍聴する方の住所・氏名をご記入の上、ご提出ください。

※団体で傍聴する場合は、本受付票に代表者又は責任者が、団体の名称及び傍聴する方を記入してください（傍聴する方全員が分かる名簿等を添付していただいても結構です。）。

※傍聴に際しては、傍聴整理券に記載の事項を遵守してください。

様式第2（第2条関係）

傍聴整理券 No.

会 議 名 称	第 回一宮市総合教育会議
日 時	年 月 日（ ） 時 分 から
場 所	

注意事項：定員(5人)を超えた場合は、先着順となりますので御了承ください。

傍聴に当たっては、議長等の指示に従い、下記の事項を遵守してください。

記

傍聴人の遵守事項

- (1) 私語、談笑又は携帯電話の使用をしないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 議事に対して可否を表明したり、議事の妨害となるような行為をしたりしないこと。
- (5) 写真等の撮影、録音及び録画をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱すような行為をしないこと。